

## 岡崎市地域協働推進事業費補助金交付要領

この要領は、岡崎市地域協働推進事業費補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第18条により、必要な事項について定めるものとする。

### 第1 3年を超えて実施できる事業（補助要綱第5条第1項関係）

1 奉仕的活動に関する事業で次のいずれかに該当する事業であって、継続して実施することにより、地域の諸課題の解決が見込まれるもの。

- (1) 環境美化・清掃活動に関する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 地域防災・防犯に関する事業
- (4) 交通安全に関する事業
- (5) 青少年・子どもの健全育成に関する事業
- (6) 地域福祉に関する事業
- (7) 地域の活性化に繋がる町おこし事業
- (8) 国際交流・多文化共生に関する事業

2 社会教育活動に関する事業で次のいずれかに該当する事業であって、継続して実施することにより、地域の諸課題の解決が見込まれるもの。

- (1) 青少年健全育成等を目的として行われる危険度の低いスポーツに関する事業
- (2) スポーツ活動の普及活動に関する事業
- (3) 文化の振興活動に関する事業

### 3 地域社会活動

地域コミュニティの活性化等を目的として行われる地域的な共同活動に関する事業

### 4 その他

その他岡崎市地域協働推進事業費補助金審査委員会が認める事業

### 第2 その他経費（補助要綱別表（第7条関係）補助対象経費(10)その他関係）

1 地域防犯推進事業における次の活動について補助対象経費とする。ただし、当補助制度とは別に次の活動について補助制度等が設置された場合は、対象から除外する。

- (1) 燃料費（青色防犯パトロール車両）
- (2) 地域設置の防犯カメラの維持管理電気料等
- (3) 地域設置の防犯カメラの維持管理点検料

### 2 その他

その他岡崎市地域協働推進事業費補助金審査委員会が地域コミュニティの活性化に特に必要と認める事業

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。